

平成 19 年 7 月 2 日

市（区）町村長 殿
一部事務組合代表者 殿

P E T ボトルリサイクル推進協議会
会長 服部 政夫

〈 P E T ボトル関連の特定事業者からのお願い 〉

分別収集された P E T ボトルは、指定法人にお引き渡し下さいますよう
ご配慮をお願い申し上げます。

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

弊協議会は P E T ボトルのリサイクル推進を目的に、関係する業界団体（社団法人全国清涼飲料工業会、P E T ボトル協議会、社団法人日本果汁協会、日本醤油協会、酒類 P E T ボトルリサイクル連絡会）が平成 5 年に設立した団体です。

さて、弊協議会では昨年 10 月 10 日付けの書面（添付資料 1）にて、平成 19 年度分の指定法人への円滑な引渡しをお願い致しております。また、先般弊協議会発行の R I N G 誌の P 8 ～ 9（添付資料 2）にこの指定法人への円滑な引渡しに関する記事を掲載しております。

今般、貴市（区）町村が平成 20 年度以降の分別収集計画のご策定をされるにあたり、使用済み P E T ボトルの指定法人への円滑な引渡しを重ねて願する次第です。

なお、（財）日本容器包装リサイクル協会の平成 19 年 6 月 22 付けの「P E T ボトル分別基準適合物の円滑な引き渡しのお願い」（添付資料 3）を併せて添付致します。

以上ご配慮の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

ご参考

添付資料 1：平成 18 年 10 月 10 日付 P E T ボトルリサイクル推進協議会の書簡「P E T ボトル関連の特定事業者からのお願い」

添付資料 2：P E T ボトルリサイクル推進協議会 平成 19 年 4 月発行 広報誌「RING」P 8 ～ 9 の抜粋記事

添付資料 3：（財）日本容器包装リサイクル協会が平成 19 年 6 月 22 日付けで発送した「分別基準適合物の引き渡し量に関する調査票」に同封された書簡「P E T ボトル分別基準適合物の円滑な引き渡しのお願い」

平成 18 年 10 月 10 日

市 町 村 長 殿

PETボトルリサイクル推進協議会
会 長 中 山 伊 知 郎

〈 PETボトル関連の特定事業者からのお願い 〉

分別収集されたPETボトルは、指定法人にお引き渡し下さいますよう
ご配慮をお願い申し上げます。
使用済みPETボトルの海外流出で、国内リサイクル基盤は危機的状況にあります。

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当協議会はPETボトルのリサイクル推進を目的に、関係する業界団体(社団法人全国清涼飲料工業会、PETボトル協議会、社団法人日本果汁協会、日本醤油協会、酒類PETボトルリサイクル連絡会)が平成 5 年に設立した団体です。

さて、ご承知の通り、分別収集されたPETボトルについては、海外輸出が依然として活発で、指定法人(財団法人日本容器包装リサイクル協会)への引渡し量が年々減少していることから、国内の再商品化事業者によれば、そのほとんどで安定的な操業を行うだけのPETボトル量の確保が難しい状況にあります。平成 18 年度は、国が査定する再商品化能力が 39.6 万トンであるのに対して、分別収集計画量 28.5 万トンのうち指定法人への引渡し申し込み量がわずかに 14.4 万トンにすぎず、この状態が来年度以降も続けば国内リサイクル基盤が崩壊し、「持続可能な循環型社会の実現」が困難になると考えられます。

従いまして、貴市町村におかれましては、本年 11 月～12 月に行われます指定法人への引き取り申し込みに際して、再商品化事業者の能力がフルに活用できるよう、分別収集されたPETボトルの引渡しを大幅に増加して下さるよう、お願い申し上げます。

敬 具

ご参考

1. 今般成立した改正容器包装リサイクル法の第三条(基本方針)2項四号に「分別収集計画された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項」が追加されたのをうけて、産業構造審議会、中央環境審議会及び農水省懇談会においては、市町村が指定法人に引渡すべきことが強く主張され、改正基本方針が概ね下記のように合意されています。

- 使用済みPETボトルを始めとする分別収集された容器包装廃棄物に係る海外への輸出により、国内における再商品化の安定的な実施に支障を生ずるおそれがあること
- 市町村は、
 - ・ 容器包装廃棄物を分別収集するときは、自ら策定した分別計画に従い、再商品化施設の施設能力を勘案して、指定法人等に分別基準適合物を円滑に引渡すことが必要であること
 - ・ 分別収集された容器包装廃棄物について、指定法人等に引き渡されない場合、市町村は、再商品化施設の施設能力を勘案するとともに、それが環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認し、住民への情報提供に努めること

2. 平成 18 年度には指定法人がPETボトルの再商品化を委託する事業者を選定する入札は、いわゆる有償入札となり、再商品化事業者から指定法人への支払予定額は約 26 億円となっています。この約 26 億円は指定法人にPETボトルを引き渡した市町村に支払われることになっています。(別添 6 月 23 日付け指定法人書簡、および同日付環境省書簡参照)

容器包装リサイクル法の改正

～基本方針でのPETボトルの円滑な引渡しとは～

平成18年6月改正容器包装リサイクル法が公布されましたが、それを受けて12月1日に基本方針が施行されました。基本方針では、特にPETボトルを対象とした「再商品化のための円滑な引渡し」が追加され、国の方針が明確化されましたので、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課の佐々木忠則課長補佐に解説をお願いしました。



経済産業省産業技術環境局
リサイクル推進課
佐々木忠則 課長補佐

容器包装リサイクル法では、市町村により市町村分別収集計画に従って分別収集された容器包装廃棄物については、法律の規定に基づき特定事業者が再商品化の義務を負うこととされていることから、再商品化の安定的な実施を確保する上で、指定法人へ分別基準適合物を円滑に引き渡すことが求められています。

しかし、PETボトルにつきましては、近年、使用済みPETボトルの有償取引が一般化する中で、市町村における独自処理が進展し、近隣諸国へのPETボトルくずの輸出（平成18年実績：27万トン）も増加している状況にあります。

国外への流出の増大は、制度の安定的な運用に必要な国内における再商品化能力の確保、ひいては循環型社会の形成に支障を生ずるとの懸念がもたれております。このため、今般の容器包装リサイクル法の改正において、「分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項」を基本方針に加えるという改正が行われ、平成18年12月1日から施行されております。

具体的には、

- (1) 市町村は、自ら策定した分別収集計画に従い、再商品化施設の施設能力を勘案して、指定法人等に分別基準適合物を円滑に引き渡すことが必要であること
- (2) 市町村の実情に応じて指定法人等に引き渡されない場合であっても、市町村は、再商品化施設の施設能力を勘案するとともに、それが環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認し、住民への情報提供に努める必要があること

が明記されました。

これは、容器包装リサイクル法に基づくリサイクル制度の運用が安定的かつ効果的に行われるため、国内で再商品化している指定法人に引き渡す必要があること、また、市町村が諸事情から独自に処理するものであっても、処理業者に国内での処理を条件として付す等の対応をとることが望ましいことを示しています。

円滑な再商品化に向けた国の方針の明確化

➡ 基本方針（平成18年12月1日施行）

- (1) 市町村は、自ら策定した分別収集計画に従い、再商品化施設の施設能力を勘案して、**指定法人等に分別基準適合物を円滑に引き渡すことが必要であること。**

➡ 原則は、法律に定められたルートで再商品化する必要。

- (2) 市町村の実績に応じて指定法人等に引き渡されない場合であっても、市町村は再商品化施設の施設能力を勘案するとともに、**それが環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認し、住民への情報提供に努める必要があること。**

➡ 例外的な場合には、住民への説明責任を果たす必要。

ミニメモ

● 市町村への資金拠出金制度の創設

昨年交付された改正容器包装リサイクル法にて、「各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して主務省令で定めるところにより算定される額」が特定事業者から各市町村に拠出される資金『資金拠出制度』が創設されました。

平成20年度再商品化分から、市町村の再商品化費用の効率化の寄与分が、特定事業者の拠出金として市町村に還元されることとなります。

(財)日本容器包装リサイクル協会の再商品化管理について



(財)日本容器包装リサイクル協会
松本武彦 理事

(財)日本容器包装リサイクル協会では、使用済みPETボトルに対してどのような再商品化管理を行っているのか、PETボトル事業部長の松本武彦理事に話を伺いました。

日本容器包装リサイクル協会（以下 当協会）では、再商品化事業者への分別基準適合物の再商品化委託に関し、下記のとおり入札事務を透明かつ適正に実施すると共に、再商品化実績等についても的確な管理を行っています。

(1) 再生処理事業者登録審査

当協会は各年度、再商品化を委託する事業者を入札選定しますが、毎年、予めその入札参加希望者を募ったうえで、当協会が再商品化を委託する再生処理事業者か否か、即ち入札参加資格者として登録するか否かを審査しています。

審査については、

- ① 当該委託業務を実施するに足る施設、人員及び財政的基礎を有するか
- ② 再商品化製品の販売の目的があるか
- ③ 当該委託業務に係る諸々の法規制に合致しているかを主に審査し、これらの事項に係る諸資料の提出を受け書類審査を行うとともに、必要に応じ現地確認を行っています。また、選定結果に関する情報（事業者名、手法、落札トン数・単価等）については当協会のホームページを通じて公表しています。

(2) 再商品化実績等の確認（月次チェック）

再商品化委託事業者の業務の開始とともに、月次に当該事業者から市町村からの分別基準適合物の引取実績および再商品

化製品利用事業者への再商品化製品の販売実績の報告を受け、再商品化の進捗を確認すると共に、当該事業者との再商品化委託料の精算を行っています。

特に、再商品化製品の販売実績は、利用先の再商品化製品受領書の他、利用施設への個々の納入伝票写の提出を受け、委託した分別基準適合物が確実に再商品化製品の利用に繋がっているかを確認しています。

このような定例的報告の他、操業状況に関しては適宜、報告を受けています。

(3) 再商品化委託事業者に係る立入検査および再商品化製品利用事業者に係る調査

① 再商品化委託事業者

上記日常の確認とは別に、再商品化委託事業者を定期的に立入検査し、操業実施状況、操業記録、残さ処理、施設状態、諸法規制対応等につき検査し、問題があれば必要な措置をとるようにしています。

② 再商品化製品利用事業者

商品化製品利用事業者に関しても必要に応じ現地確認を行い、利用体制があるか等の確認を行っています。

以上、いずれにしても業務委託後のフォローが大事だと考えています。

日本容器包装リサイクル協会の再商品化管理

(1) 再商品化事業者登録審査

入札に参加する再商品化事業者を基準に沿って選定します。

(2) 再商品化事業者の再商品化実績等の月次チェック

適正な再商品化が行われているかを毎月チェックします。

(3) 再商品化事業者への立入検査と再商品化製品利用事業者の調査

適正な再商品化製品の利用に繋がっているかを常に確認します。

ミニメモ

● 指定法人の有償入札に係る収入の市町村への拠出

平成18年度指定法人での使用済みPETボトルは、大部分が有償入札となりました。この指定法人への有償入札分の収入は、それぞれの市町村保管施設ごとの落札価格に応じて、消費税などを控除して市町村に全額拠出されます。

平成18年度4月～2月分が3月末にすでに各市町村に拠出されており、その総額は約19億7千万円となっています。

また、平成19年度使用済みPETボトルについても、18年度に引き続き大部分が有償入札となり、その平均有償単価は18年度の2倍を越えています。

平成 19 年 6 月 22 日

PET ボトル分別基準適合物の円滑な引き渡しをお願い

改正容器包装リサイクル法第三条に基づく基本方針には、分別基準適合物の再商品化を安定的に進めることが重要であることにかんがみ、分別収集で得られた分別基準適合物を指定法人等に円滑に引き渡すことが必要であることが述べられています。PET ボトルに関しては、指定法人である日本容器包装リサイクル協会（以下「当協会」）の平成 18 年度（4～3 月）の分別基準適合物引き取り量は約 14 万トンであるのに対し、同期間のPET ក្នុង輸出量は約 29 万トンでその大半がPET ボトル由来と考えられる現状があつてのことです。この輸出には、事業系が多く含まれますが、市町村収集系から最終的に輸出に回る量も相当なものと推測されます。

このような状況が、PET ボトルの国内向け再商品化製品に供する再生処理原料の供給不足を招き、再生処理原料の相場を高騰させています。最近ではその傾向も過度となつて、再商品化事業者の破綻や再商品化製品利用需要の縮小の事例に繋がっています。このような事態は、PET ボトル再商品化業界にとり死活問題であり、将来のPET ボトル再商品化の基盤崩壊に繋がるおそれさえあります。当協会の分別基準適合物引き取り量の回復・増加による再商品化事業者への再生処理原料の安定供給が喫緊の課題です。市町村の皆様方には、是非とも「指定法人への円滑な引き渡し」をお願いする次第です。

一方、当協会ルートでのPET ボトル再商品化の委託価格（逆有償）が、その他のルートの使用済みPET ボトルの市況と相違した時期があり、当協会のPET ボトル分別基準適合物引き取り量の減少にもつながりました。当協会は平成 18 年度分のPET ボトル再商品化の入札から有償入札を導入し、その結果、当協会は同年度分で約 26 億円、平成 19 年度分で約 56 億円（いずれも落札価額ベース）の有償入札に係る収入を得て、これを市町村に拠出することにしていきますので、市町村にとっての当協会ルートの資金的な意味合いも従前とは変わってきています。この有償入札に係る収入の対市町村拠出のほか、改正容器包装リサイクル法の規定に基づく合理化費用の対市町村拠出が今後施行に向かうことや、有償取引に伴う相手先信用リスクについては当協会も直面することながら、当協会の有償分の対市町村拠出配分は個別市町村にとって問題発生時の影響が極めて少ない仕組みであることも考慮いただきたく存じます。

また、当協会は再商品化事業者に関し、その再商品化実施内容、再商品化製品の納品先、残さの処理等を見届ける管理を行っています。このようなトレーサビリティ、安心性という点でも当協会ルートを評価いただきたいと考えています。

このたびの引き渡し量に関する調査に当っては、以上ご参考のうえ、PET ボトル分別基準適合物の平成 20 年度引き渡し量をご検討いただきたくお願いいたします。

以上

（なお、当協会の有償入札に係る収入の市町村への拠出に関する手続きについては、昨年に各市町村へご案内していますが、その後のご質問も踏まえ、あたたためて裏面に簡単に解説しています。）

添付資料 3 : (財) 日本容器包装リサイクル協会書簡

当協会のPETボトル等の有償入札に係る収入の市町村への拠出について
(平成 18 年 11 月ご案内の要点ほか)

1. 拠出する金額

- (1) 当協会と再商品化事業者との間で契約した保管施設ごとの分別基準適合物の再商品化委託単価に基づき、それが有償の場合、分別基準適合物が再商品化された月に当該再商品化実施分に係る再商品化委託収入が当協会に発生します。その収入発生時期は、市町村の分別基準適合物の引き渡し時期から見れば、年毎に一定ではありませんが、全国的に見れば1ヶ月後ほどになります。
- (2) このようにして発生した収入の現金入金確定額を一たん全国合計にプールしたうえ、その合計金額から消費税相当分を控除した総拠出対象金額を後記配分基準で個別市町村へ配分して拠出します。個別市町村への拠出の際は、その送金手数料が控除されます。

2. 拠出の時期

- (1) 各年度(4月～3月)について、次の通り予定しています。
 - ① 当年4月～翌年2月収入発生分・・・翌年3月末拠出
(2月分の実収確定(入金)は3月末につき、発生額と実収額に差異ある場合は②にて調整します)
 - ② 翌年3月収入発生分・・・翌年5月末拠出(支払)
(3月分の実収確定(入金)は4月末につき、5月の支払となります)
- (2) 当年度に市町村が引き渡した分別基準適合物で再商品化が翌年度に繰り越される分に係る収入については、翌年度引き渡し分に係る収入に加算して、翌年度の拠出となります。

3. 個別市町村(一部事務組合を含む)への拠出金の配分基準

- (1) 素材(PETボトル・ガラスびんの別)ごとに、年度初契約委託単価が有償である市町村を対象として、各支払時の拠出対象金額の発生期間ごとに、次の計算により算出した金額を拠出(支払)します。

〔個別市町村への拠出額〕

$$\begin{aligned} & \text{個別市町村の「年度初契約委託単価} \times \text{協会引取量」} \\ = & \text{総拠出対象金額} \times \frac{\text{個別市町村の「年度初契約委託単価} \times \text{協会引取量」}}{\text{(振込み手数料控除前) 各市町村の「年度初契約委託単価} \times \text{協会引取量」の全国計}} \\ & - \text{振込み手数料 (各素材分を一括して振込みます)} \end{aligned}$$

- ・上記計算結果がマイナス(振込み手数料が按分配分額より大)となった場合は、当該市町村への拠出(支払)は行いません。
- ・上記計算中の年度初契約委託単価は、各年度の初めに当り当協会と再商品化事業者との間で契約した再商品化委託単価で、下記の当協会ホームページに掲載しています。

<http://www.jppra.or.jp/> (関連者別メニュー→再商品化事業者関連情報)

- (2) 一部事務組合からの引取分に関しては、一部事務組合を拠出先として拠出(支払)を行います。

4. 個別市町村が受け取る年間拠出金見込み額の概算

- (1) 当年度引き渡し分については、次が一つの概算法です。
自保管施設の年度初契約委託単価×自己の対協会年間引き渡し予定量×11/12×100/105
- (2) 前年度引き渡し分から当年度へ再商品化の繰越がある場合、当該繰越分を上記に加算します。
- (3) 翌年度引き渡し分については、契約委託単価未定時は当該単価を予想する必要があります。

以上